

陸のモンゴル、海の日本 ——国際税務の観点から

小寺壽成氏

一年の半分はモンゴル国で国際税務指導に当たっている JICA 専門家・税理士の小寺壽成氏から現地の裏話が聞ければとお願いした。小寺氏は元国税庁勤務。税務大学校教授などを務め、昨年、労ペんに入会した。『民法的思考による国際税務ケースブック』（法令出版）などの著書がある。国際税務に詳しい。

モンゴル国の法人課税年度は日本と異なり暦年で1月から12月であり、従って、すべての企業の決算期は12月である。よって、確定申告期限は課税年度の翌年の2月20日となっている。個人の中告もほぼ同じである。国際税務については、モンゴルも他の諸国同様、すでに、移転価格税制、PE（恒久的施設）税制を有しており、OECD・BEPS（税源浸食と利益移転）議論、パナマ文書等に見られる国際税務の最新の情報理解への更なる努力は、先進国にひけをとらない



2015年8月現在の直接投資企業総数は1万3326社。中国が6549社と半数を占め、韓国、ロシアに次いで日本は557社。法人課税はその法人が居住者か、非居住者で課税内容が異なる。親子会社間の課税の問題である移転価格課税以外に外国企業が設立したモンゴルの支店、工場、建設現場へのPE課税問題などが外国の企業にはある。

「テントのようなゲル（外モンゴルの呼び方。内モンゴルではパオ「包」）での生活と食事」「白鵬らのガンバリ」といった話題にまで及び、現地の歌を披露するなど、1時間半では語り尽くせなかった様子。「平和な陸のモンゴルと、それに劣らぬ平和な海の日本こそ、世界の平和をリードするただ2つの代表国です。日本人に親近感を持っています。大切にしたい国です」と結んだ。6月30日実施。（麻生英明）